

当院における適切な意思決定支援に関する指針

当院は在宅療養支援診療所として登録しており、19床の一般病床を有しています。患者さまご本人及びご家族さまは治療・療養・生活を送るに当たりいろいろ意思決定をする必要があります。当院では、厚生労働省の「人生の最終段階における医療・介護の決定プロセスに関するガイドライン」を参考にして患者さま及びご家族さまの意思を尊重しながら意思決定ができるように適切な支援を行ってまいります。

【 人生の最終段階における具体的な医療・介護の方針決定支援 】

① ご本人の意図が確認できる場合

- ・ご本人の意思決定を基本とし、ご家族も関与しながら医療・介護従事者と十分に話し合いを行い、医療・介護の方針を決定します。
- ・時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更、患者様やご家族を取り巻く環境の変化等により意思は変化することがあります。その都度ご本人が自ら意思を伝えることが出来るように支援します。

② ご本人の意思が確認できない場合

- ・ご本人にとって何が最善であるかご家族と医療・介護従事者で十分に話し合いを繰り返し行い、話し合いに先立ち本人が特定の家族等を自ら意思を推定する方（代理意思決定者）を前もって定めておき方針を決定します。
- ・認知症等で自らが意思決定をすることが困難な患者さまの場合は、厚生労働省の「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン」を参考に、できる限りご本人の意思を尊重しご家族と医療・介護従事者で慎重に検討し支援してまいります。

③ 身寄りがいない患者さまの場合

- ・医療・介護の方針については本人の判断能力の程度や入院費用等の資力の有無、信頼できる関係者の有無により状況は異なります。介護・福祉サービスや行政の関わり等を利用して、ご本人の意思を尊重し厚生労働省の「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」を参考にその意思決定を支援してまいります。

【 支援の記録 】

話し合いの内容はその都度診療録に記載し、今後の医療行為における患者さまの希望については、意思確認書・意思決定支援シート作成を行います。